



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 富士古河 E & C 株式会社
代 表 者 代表取締役社長 靱井 丈一郎
(コード番号 1775 東証第二部)
問 合 せ 先 執行役員経営企画本部長 小田 茂夫
(TEL 044-548-4500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 105 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材を招聘できるようにするため、定款第 26 条(取締役の責任免除)および第 36 条(監査役の責任免除)の規定を一部変更するものであります。

なお、定款第 26 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 26 条 (取締役の責任免除) 1. (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第 26 条 (取締役の責任免除) 1. (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第 36 条 (監査役の責任免除) 1. (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第 36 条 (監査役の責任免除) 1. (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 19 日
定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 19 日

以 上